

六甲山「賑わい創出事業」
募集要領

令和4年3月

神戸市

1. 募集の目的

神戸市では、平成 29 年度から、観光振興における重要な課題の 1 つである六甲山の活性化を実現するため、利活用を見込む山上の遊休施設等に対して、申請者自身が山上の観光振興への貢献を前提に建替えや耐震化等のリニューアルを行う際の経費の支援、あるいは山上の遊休施設等の解体経費への支援を、六甲山の活性化につながる事業への支援として行ってきました。

令和 4 年度も継続して、新築・建替、改修、解体事業を募集します。

六甲山上の遊休化した企業保養所等の利活用や観光関連施設の新築等により、国立公園六甲山を国内外の多くの人々を呼び込む魅力ある空間とする民間ならではの発想や創意工夫にあふれるご提案をお待ちしています。

2. 提案募集の概要について

2-1 企画募集概要

企業、団体及び事業者や個人等が、自ら所有する物件、または自ら調達した物件で行う、六甲山の賑わい創出や景観の改善を目的とする事業の企画提案を募集します。

本提案募集で候補事業に選定されると、その実現に要する費用の補助、法規制等に関する国等関係機関との協議・調整にかかる窓口の紹介や事前書類相談等の支援を受けることができます。

※事業の実施にあたっては、都市計画法に基づく開発（建築）許可をはじめとする各種法令の手続きが必要となります。本提案募集で候補事業に選定されても、各種法令の許認可を受けられなかった場合、事業を実施することはできませんのでご了承ください。各種法令の手続きを各窓口にてお早めに進めていただくことにより、事業実施への移行をスムーズに行うことができます。

必要な各種法令手続きにつきましては、土地利用促進ガイドブック「六甲山のススメ」をご参照ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a64051/shise/kekaku/kezaikankokyoku/rokkomaya/tochiriyokijun.html>

2-2 補助金について

六甲山上において申請者が主体的に行う、観光客の利便性向上や自然公園としての景観の改善、魅力の向上に資する遊休施設等の建替、改修・増改築、解体除去や賑わい施設の新築にかかる費用の一部を補助します。対象事業に対する補助金額は事業に応じて、神戸市が決定し、交付します。

※補助金は本事業予算の範囲内で交付いたしますので、候補事業の選定件数によっては、1 申請者あたりの補助金額が減額される場合があります。

※交付決定日より前に着工した事業については補助対象外となります。

※国または地方公共団体等による他の補助金等の交付を受ける場合には、他の補助金等と重複する部分について補助金を受けることはできません。（例えば、神戸市環境局が実施する「神戸市浄化槽設置整備事業補助金」を受けようとする場合は、本件対象経費と重複して補助金を受けることはできません。本件の申請において、浄化槽本体の設置に係る経費が重複しないようにしてください。）

※補助対象経費は、対象施設の建築・改修及び除却費用など、当該事業の具体化に必要な費用として領収書等で用途や金額が確認できるものを意味し、土地・建物購入費や家具・調度品等の什器備品購入費用、特定の利用者を対象とする用途への改修費用や、特定の個人・団体が利用する範囲に対する改修費用、事業の実施範囲外に対する工事費用及び直接人件費等は含まれません。

※消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費から除きます。

※補助金の支払いについては、対象事業の実施完了後（工事及び工事業者等への支払いまで完了後）かつ申請者からの報告に基づく神戸市による履行確認後となります。

① 新築支援事業

対象経費 最大 4,500 万円／件
補助率 対象経費の最大 1/2 以内
補助金額 最大 2,250 万円／件

② 建替支援事業

対象経費 最大 4,500 万円／件
補助率 対象経費の最大 1/2 以内
補助金額 最大 2,250 万円／件

※ 同一の対象施設等において六甲山「都市型創造産業振興事業」補助金を併用する場合、補助上限額は合算して 2,250 万円となります。

※ 下記④解体支援事業と併用可能です。併用した場合の最大補助金額は、合算して 2,500 万円です。

③ 改修支援事業（耐震改修を含む）

対象経費 最大 4,050 万円／件
[内装・設備改修：3,300 万円／件、耐震改修：750 万円／件]
補助率 対象経費の最大 1/3 以内
補助金額 最大 1,350 万円／件
(耐震改修を行わない場合、最大 1,100 万円／件)

※ 同一の対象施設等において六甲山「都市型創造産業振興事業」補助金を併用する場合、補助上限額は合算して 1,350 万円となります。

※ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物を利活用する場合、耐震改修を実施するか、耐震診断基準に適合していることが確認できる必要があります。

※ 耐震改修のみの応募はできません。

④ 解体支援事業

補助金額 最大 250 万円／件
(補助金額が対象経費を超える場合は、対象経費を上限とする)

※ 本事業のみの応募については、提出書類及びヒアリングにより審査を行います。

2-3 募集する企画案

以下のすべてを満たすものを対象とします。

[新築・建替・改修支援事業]

- ① 遊休施設等の所有者や企業、団体及び事業者等が、六甲山上の「賑わい創出」、「景観形成」のために、主体となって自立的、継続的に行う事業であること
- ② 行政と連携し、申請者自身が事業実現のために取り組み、令和 6 年 3 月 31 日までに工事及び工事業者等への支払い、神戸市からの補助金の支払いが完了する事業であること
- ③ 事業実施後、10 年以上にわたり、不特定多数が利用可能な集客施設としての活用が見込め、六甲山上の賑わい創出に貢献する事業であること

[解体支援事業]

- ① 六甲山の「賑わい創出」、「景観形成」のために、使用されず放置された保養所や老朽化した遊休施設等を解体する事業であること
- ② 行政と連携し、申請者自身が事業実現のために取り組み、解体支援事業のみの場合は原則として令和5年3月31日までに工事及び工事業者への支払い、神戸市からの補助金の支払いが完了する事業であること

※「賑わい創出事業」の例

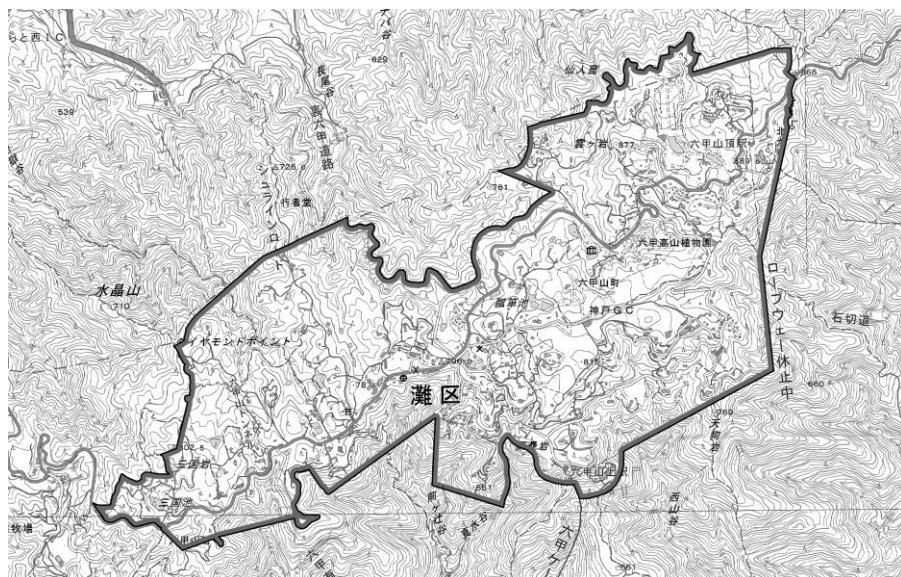
- ・体験ツアーや市民向け健康増進ツアー等を企画・実施するサービスの拠点施設
- ・ゲストハウスなどの体験型宿泊施設
- ・会議場やレストラン、ショッピング施設等を併設したリゾートホテル
- ・六甲山の自然を満喫できるレストランや温浴施設などを併設したグランピング施設
- ・景観等に配慮したオーベルジュ、カフェ・レストラン等の飲食施設
- ・自然環境や自然の恵みを活かしたアクティビティなどの体験型観光施設
- ・観光客やハイカー、地域住民が気軽に集える情報交流・コミュニティスペース
- ・市民・観光客に開かれた工房や若手アーティスト等を応援するギャラリー、ホール等
- ・その他、魅力ある集客施設等の建替・リニューアル・新築など

2-4 対象となる物件

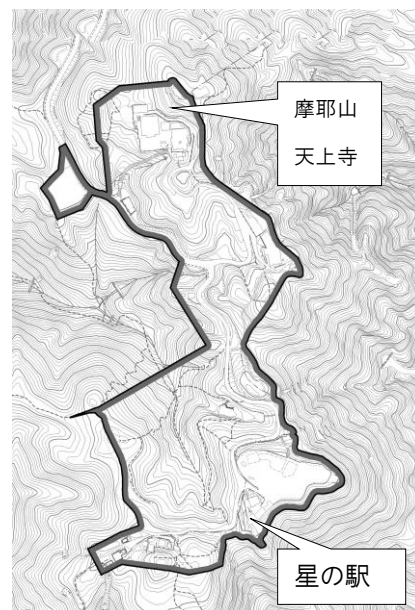
以下のすべてを満たすものを対象とします。

- 自然公園法に基づく公園計画で定められた六甲山・摩耶山集団施設地区内に立地する物件
解体支援事業においては神戸市内かつ「瀬戸内海国立公園六甲地域」に立地し、解体除去を行うことで自然公園としての六甲山の賑わい創出・景観形成に資すると認められる物件
- 建替・改修・解体支援事業においては、企業、団体及び事業者等が保有している保養所等の遊休施設等
新築支援事業においては、新たに観光関連施設の建築が可能な土地
- 新築・建替・改修支援事業においては、事業実施により不特定多数の利用者が見込まれる施設
特定の個人や団体等が利用する施設や施設内の区画については本事業の対象外です。
- 新築・建替支援事業においては延床面積が30㎡以上である物件
- 建築関係法令等に適合する物件
※応募の時点で建築関係法令や用途の基準、新耐震基準等に適合していない物件を利活用する場合、本事業の実施により適合させる予定であることを応募の必須条件とします。事業実施後、関係法令を遵守できないことが判明した場合、本事業により交付した補助金の全額返還を求めることがあります。
- その他
応募の時点で既に全部又は一部が利活用されている物件の場合でも、既存事業の延長ではなく、新たな事業展開のための初期投資等を伴う企画であれば応募可能です。

<六甲山集団施設地区>



<摩耶山集団施設地区>



2-5 事業者の資格要件

以下のすべてを満たすものを対象とします。

[共通]

① 応募時点で次のいずれにも該当しないこと

- ・会社更生法に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない）
- ・神戸市指名停止基準要綱に基づく入札参加資格者の指名停止の処分を受け、指名停止期間中の者
- ・兵庫県指名停止基準に基づく入札参加資格者の指名停止の決定を受け、指名停止期間中の者
- ・既に納期が到来している市民税や県民税又は法人市民税等に、未納又は滞納がある者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定められた暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体等

② 政治的・宗教的な企業・団体等ではないこと。また、公序良俗に反しないこと

[新築・建替・改修支援事業]

- ① 対象物件で行う提案事業を、少なくとも10年以上継続させる意思や、それに応じた実施体制の確認ができること
- ② 提案事業の実施に必要な免許等の資格を、応募時点で申請者自身が有している、又は事業の着手時までに取得できる見込みであること
- ③ 「提案審査会」（守秘義務を有する有識者等で構成。）において、提案内容のプレゼンテーション（非公開）に出席し、提案事業の特徴、実施効果を含む提案内容の説明や、質疑応答ができること
- ④ 候補事業に選定された場合、提案内容の公表時期や範囲等に関して、事務局と協議のうえ必要な協力・調整ができること

※上記要件を満たさない場合は選考の対象としません。また、受付後に上記条件を満たさないことが判明した場合、候補事業の選定又は事業指定を取消すことがあります。補助金支払い後に判明した場合には、事業指定を取り消し、補助金の全額返還を求められます。

2-6 提案審査について

■候補事業の選定

応募要件を満たした提案については、提案審査会（令和4年6月下旬を予定）において提案内容を審査し、優れた提案を「候補事業」として選定します。

■応募要件等

- ① 事務局において、書類や事業内容等を確認するため事前相談を行います。必ず事前にご相談ください。
また事業実現に向けた関係法令等への対応については、各行政機関への相談結果を様式6号にまとめていただき、提案事業の実現性を確認する報告資料として、提案資料と併せて事務局にご提出いただきます。
- ② 事業を行う上での課題整理や実現可能性等について十分に検討されており、実現に向けた見通しが立っている必要があります。
- ③ 市が指名する提案審査会の審査委員が所属する企業・団体等は、本募集に応募することはできません。

■書類確認（応募申請書類提出時～提案審査会まで）

事務局において資格要件等の確認を行い、要件を満たしていれば、提案審査会でプレゼンテーションを行っていただく日時・場所等を個別に申請者にお知らせします。

■プレゼンテーション（提案審査会）

- ① 提案審査会においては、申請者自身に提案内容のプレゼンテーションを行っていただきます。
- ② 提案審査会において企画提案書および当日の申請者のプレゼンテーションの内容をもとに、審査委員が評価基準に基づく審査を行い、候補事業を選定します。
- ③ 選考結果は、各申請者に対して事務局から通知します。
※ただし、審査の内容や審査の詳細等に関する問い合わせには一切応じられません。
- ④ 解体支援事業のみの応募については、提出書類及びヒアリングにより審査を行いますので、プレゼンテーションは不要です。

■事業指定及び補助金の交付時期

候補事業については、事務局との協議により事業着手が確実に見込まれた時点で、補助金の交付決定手続きを経て、令和4年度の「補助金交付予定事業」に改めて指定します。

※補助金の支払いについては、対象事業の実施完了後（工事及び工事業者等への支払いまで完了後）かつ申請者からの実績報告に基づいた神戸市の履行確認後となります。

3. 評価基準（評価のポイント及び配点 [100 点満点]）

選考は、以下の基準に基づき行います。

賑わい創出への貢献度 (40 点)	六甲山地区の賑わい創出に対して効果が大きいのか
	観光客等の利便性の向上や長期的な経済効果が見込まれるか
	六甲山にふさわしく、観光客等のニーズに応じた内容か
事業の実現可能性 (30 点)	事業の実施体制に問題はないか（資格・資金・体制等）
	事業範囲の明確化、事業計画やスケジュールに問題点や矛盾はないか
	実現に向けた課題の把握、課題克服のための展望や対策は適切か
	今後の事業展開に関する見通しは適切か
景観・環境等への配慮 (30 点)	六甲山上の景観や自然環境に対する適切な配慮がされているか
	国立公園としての魅力向上に貢献する内容か
	その他、利用者の安全・安心への配慮や備えは十分か

4. 応募書類

応募書類は以下の 2 種類です。

- (1) 応募申請書類（様式指定）
- (2) 企画提案書類（様式指定）※解体支援事業では不要

(1) 応募申請書類の提出について ※提出期限：令和 4 年 5 月 31 日（火）17 時まで（必着）

次の①～⑥をすべて揃えたうえで、紙（原本 1 部、写し 1 部）とデータ（PDF ファイル）を提出してください。また、下記の添付書類（写し 1 部）もあわせて提出してください。

- ① 応募申請書（様式 1 号）：候補事業に選定された場合は原則公開
- ② 土地・建物の現況概要書（様式 2 号）：非公開（※提案者の承諾を得て一部を公開する場合があります）
- ③ 施設計画概要書（様式 3 号）：候補事業に選定された場合は原則公開
- ④ 誓約書（様式 4 号）：非公開（※提案者の承諾を得て一部を公開する場合があります）
- ⑤ 地方税に関する誓約書兼市税に関する調査に対する承諾書（様式 5 号）：非公開（※同上）
- ⑥ 事業実現に向けた各種法令等確認内容報告書（様式 6 号）：非公開（※同上）

【添付書類】

[共通]

- ・対象施設の所有者等が確認できる書類
[不動産謄本（土地・建物）、建築確認申請書類、所在地図、現況配置図、現地写真等]
- ・事業の実施に必要な営業許可、販売免許等の写し（必要な場合のみ）
- ・事業に関する特許権、商標権等を取得している場合は、その写し

[法人の場合]

- ・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
- ・定款又は会則及び役員名簿
※申請者と運営主体が異なる場合は、運営主体となる事業者の定款又は会則及び役員名簿を添付
- ・直近 3 年分の決算書（貸借対照表、損益計算書及び勘定科目明細）
- ・法人の概要が分かるもの（会社概要・パンフレットなど）

[個人事業主の場合]

- ・マイナンバーカード（表面）、運転免許証、パスポート等の本人確認ができる証明書の写し
- ・直近3年分の確定申告書の写し
- ・直近の会計決算・活動実績がわかるもの

[個人の場合]

- ・マイナンバーカード（表面）、運転免許証、パスポート等の本人確認ができる証明書の写し

(2) 企画提案書類の提出について ※提出期限：令和4年6月10日（金）17時まで（必着）

次の⑦～⑩を揃えたうえで、紙（原本1部、写し1部）とデータ（PDFファイル）でご提出願います。提出期限を過ぎた事業提案は失格となります。また、提出された企画提案書は返却しません。※事務局より追加で資料の提出等を求めることがあります。その際は速やかに対応してください。

⑦ 企画提案書（様式7号）

：「1. 事業の内容」に記載された内容は、候補事業に選定された場合に原則公開。その他の記載内容は非公開（※提案審査会委員以外には原則開示しません）

⑧ 対象施設等の所有者承諾書（様式8号）：非公開（※同上）

⑨ プレゼンテーション資料：非公開（※同上）

・提案審査会でのプレゼンテーションに使用します。

（様式自由。A4サイズで統一し、全体で6枚以内（両面可）にまとめる）

・本資料には、事業実施後の建物の規模や仕様、外観や内部パース、図面を含めてください。

⑩ 事業費の根拠となる見積書、工期スケジュール（様式自由）：非公開（※同上）

5. その他留意事項

■申請者は、応募申請書類の提出をもって本要領の記載内容等を承諾し、応募する意思を示したものとみなします。

■提案に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

■提案に際して、言語は日本語、単位は計量法に定められるもの、通貨単位は円を使用するものとします。

■提案書等の著作権は、申請者に帰属するものとします。ただし、神戸市は、募集に関する報告等のために必要な場合には、必要な範囲において提案書等の内容を無償で使用できるものとします。

■提案書その他申請者から提出された書類は返却しません。

なお、提出書類や採択結果（不採択となった申請者名・審査結果を含む）は、神戸市情報公開条例に基づき情報公開の対象となることを了承の上でご提出ください。

■応募申請書類、企画提案書類に記載した工事内容が守られない場合は、交付決定を取り消す場合があります。

■次のいずれかに該当する場合は提案を無効とし、補助金支払い後に判明した場合は事業指定を取り消した上で、補助金の全額返還を求められます。

- ・本要領に反した場合
- ・著しく信義に反する行為があった場合

- ・虚偽の記載がある場合
 - ・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものと本事業に係る契約等を締結した場合
 - ・その他提案のあった計画を遂行するにふさわしくないと認められた場合
- 本補助金の支払いを受けた場合、補助金の支払いを受けた日の属する市の会計年度の末日から10年間、選定事業の実施内容に係る資料や領収書その他の帳簿類等の関係書類を、必ず保管してください。
- 本事業の補助金の支払いを受けて実施した事業に係る建築物においては、補助金の支払いを受けた日の属する市の会計年度の末日から10年間、市長がやむを得ないと認める場合を除き、以下の行為をすることができません。これらの行為を行う前に、必ず神戸市に協議の上、事前に承認を得てください。
- ① 当該建築物を補助金の目的以外に使用し、譲渡し、又はこれらを交換もしくは貸付の対象とする行為
 - ② 当該建築物を、補助金の交付決定を受けた土地とは別の土地に移転させる行為
- 本事業の実施に関して必要な事項は、本要領に定めるものの他、神戸市補助金等の交付に関する規則に定めます。

本提案募集の応募の流れ

年月	スケジュール（予定）
令和4年 3月	3月30日：「募集要領」「応募様式」を神戸市ホームページに掲載
4月 5月	<p style="text-align: center;">◆応募事前相談・応募書類受付◆ 3/30（水）～5/31（火） ※土日祝日を除く</p> <p>※募集要領の内容説明や関係法令の窓口案内等を実施するため、応募に際しては事前相談（要事前予約）が必要です。相談が無い場合は応募いただけません。 ※応募書類については、5/31（火）必着。</p>
6月	<p style="text-align: center;">◆企画提案書の受付◆ 応募書類受付後～6/10（金） <必着> ※土日祝日を除く</p> <p>下旬：提案審査会（日時・場所は提案者に別途連絡）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 提案者によるプレゼンテーションを行い、候補事業を選定 </div> <p style="text-align: center;">候補事業の選定・公表 ⇒提案者による事業着手</p>

※事務局（本件の問い合わせ先）

神戸市 経済観光局 観光企画課 竹園、片野

住 所 〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1-12 三宮ビル東館9階

電話番号 078-984-0361

FAX 078-984-0360

メールアドレス kobe_tourism_03@office.city.kobe.lg.jp